

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成19年度実績）

施設名	宇都宮児童遊園		
所在地	宇都宮市今泉町3007番地		
根拠条例等	宇都宮市児童遊園条例（昭和55年3月21日条例15号） 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）		
設置年月日	昭和55年4月1日		
設置目的・ 業務内容	設置 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的とする。 （屋内施設（あそぼの家）については、幼児または小学校低学年児童の遊びの指導や保護者の交流の場として整備したもの） 	
	業務 内容	施設の目的を達成するために必要な事業 （例：屋外遊び、読み聞かせ、手遊び、季節行事、工作教室、子育て相談等）	
開館時間	児童遊園 常時開放 （あそぼの家での事業実施時間は、午前10時30分～午後5時。ただし、日曜・祝祭日・年末年始は除く。）		
休館日	—		
現在の指定管理者	なし（直営）		
収支概要（千円）	委託料等（市支出総額）	4,501千円	
	—	—	
利用者数（延人数）	児童遊園 24,554人（うち、あそぼの家 9,697人）		
施設構造	—		
敷地面積（㎡）	4,040㎡		
延床面積（㎡）	—		
主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	あそぼの家（木造平屋 67㎡）、水道施設、トイレ、あずまや、各種遊具、ベンチ、照明設備		—
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設 ・ 児童福祉施設最低基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」を配置 		